

平成 2 9 年 4 月 2 6 日

平成 2 9 年 第 1 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 9 年 第 1 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 9 年 4 月 2 6 日 (水)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 4 時 0 5 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	竹 内	き み 代	2 番	藤 井	清 隆
3 番	村 山	一 彦	4 番	吉 田	哲 也
5 番	井 上	武 津 男	6 番	岡 田	泰 正
7 番	岡 本	正 意	8 番	小 西	啓
9 番	岡 田	勇	1 0 番	畑	武 志

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 補 佐 北 淳 司

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	中嶋浩喜
総務課地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	犬石剛史
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	岡田博之
国保診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	山本千代美

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	4番 吉田哲也 5番 井上武津男

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 所信表明演説
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- （追加）
- 日程第 5 議席の一部変更
- 日程第 6 常任委員会の所属変更の件
- 日程第 7 議会運営委員の選任について
- 日程第 8 広報編集委員の選任について
- 日程第 9 一部事務組合議会議員の選挙
- 日程第 10 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 11 京都府地方税機構広域連合議会議員の選挙
- 日程第 12 相楽東部広域連合議会議員の選挙
- 日程第 13 同意第 1号 監査委員の選任について
- 日程第 14 委員会の開会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦勞さまでございます。

このたびの町長選挙で当選されました堀町長には、議会を代表しまして心からお慶びを申し上げます。

ただいまから、平成 2 9 年和東町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

平成 2 9 年第 1 回和東町臨時議会を招集させていただきましたところ、議員全員の皆様のご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

先ほど議長よりお祝いの言葉を頂戴いただいたわけなんです、さきの選挙で当選させていただいて、これからの 4 年間、また皆様方のご指導をいただきながら、またご協力も賜りながらまちづくりを進めてまいりたいと、このように思っておりますので、これまでに引き続いて、ご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

今回の臨時議会でございますが、承認専決案件が 2 件ございます。この承認についてを議題とさせていただきます。

どうか慎重な審議を賜りまして、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単ですが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、4 番、吉田哲也議員、5 番、

井上武津男議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議会より、議長として報告いたします。

監査委員より、平成28年度第12回の出納検査が行われましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、所信表明演説に入ります。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

このたびは議員の皆様方を初め多くの住民の方々からご支援、ご指示を賜り、5期目の町長として当選をさせていただき、私は今、大きな責任を痛感しているところでもあります。つきましては、議長のお許しをいただきまして、5期目にスタートに当たり、私のこれからのまちづくりに対する所信の一端を述べさせていただきたいと思っております。

これまでの16年間、特にその前半におきましては、和東町の財政危機に対する取り組みを初め、積み残されてきた数々の問題や課題への取り組みを進めつつ、その一方では、住民の皆さんとも協働して和東町の未来を見据えたまちづくりを、すなわち和東町の自然豊かな農村空間を生かしたまちづくり、ずっと暮らしたい活力と交流の

茶源郷和東の実現を目指し、積極的な取り組みを進めてきました。

そして、後半のまちづくりにおいては、連携と協働をキーワードに、これまでの住民との協働によるまちづくりを軸として、さらに京都府を初め近隣市町村や大学・企業などとも一層連携を深めることにより、和東町の地域ブランドを高める取り組みを進めてまいりました。

今日では、茶源郷和東の名が広く町内外にも知られるところとなつてまいりました。そして、一定、その成果は国の地方創生や京都府の共生社会の実現と相まって、京都府の本年度予算にもその一部が見ることができます。何よりも住民の長年の願いであった府道宇治木屋線、犬打峠のトンネル化に向けての府予算計上であり、いよいよ事業着手、さらには、これも京都府のほうで進めていただいております。なんですが、もう一つの京都として、お茶の京都事業も本年度よりスタートしております。そして、京都府と東部3町村による相楽東部未来づくりセンターが共同設置され、既に4月1日からスタートいたしております。

また、4年後に開催される国際生涯スポーツ大会、ワールドマスターズゲーム2021、マウンテンバイクの会場には湯船森林公園が決定し、これも本年度から京都府段階において実行委員会がスタートしようとしております。そのことだけではありません。和東町の農村空間がリゾート地としても芽が出ようとしております。

このように和東町は今、大きく変わろうとしています。そして、これからの4年間のまちづくりにとって大事なことは、これら大きな変化の中で将来をしっかりと見据えた施策を推進し、和東町の確かな未来を次世代に引き継ぐことでもあります。そのためにも私は、本年度から動き出した事業を将来へのまちづくりへのチャンスとして、これら事業を着実に推進し、32年後を目標年次とした和東町第4次総合計画、これは後期基本計画になるわけですが、みんなで作るふるさと未来プランの六つの協働プログラムを積極的に進めてまいりたいと思います。そして、これらの事業を着実に進めることによって和東町の将来のまちづくりの方向づけといいますか、方

向をこの４年間に位置づけてまいりたいと、このように思っているところであります。

そういう４年間にするためにも、これからも議員の皆様方の一層のご支援、ご協力を、またご指導を賜りますことをよろしくお願いいたしまして、簡単でございますが、私のこれからの４年間のまちづくりの方向についての考え方の一端を述べさせていただきました。

どうか今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

以上で、町長の所信表明演説を終わります。

ただいまから、暫時休憩いたします。

休憩（午前９時４０分～午前９時５０分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する等の観点から、平成２９年度税制改正大綱が決定され、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成２９年３月３１日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する和東町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１

79条第1項の規定により専決処分をしたので、今回提案をさせていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

私のほうからは、承認第1号の説明をさせていただきます。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年4月26日提出

和束町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成29年3月31日

和束町長 堀 忠 雄

1. 専決事項 和束町税条例の一部を改正する条例
2. 専決理由 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ平成29年3月31日に公布されたことに伴い、和束町税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する

時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決理由の中で2行目、3行目にわたりまして地方税法施行規則の一部を改正する省令及び、同じく、地方税法施行規則の一部を改正する省令ということで、同じ省令を「及び」でつながっておりますが、前半のほうは平成29年総務省令第26号、後半のほうは平成29年総務省令第27号ということで別々となっておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、和東町税条例の一部を改正する条例につきまして、議長のお許しをいただいておりますので、めくっていただきまして、資料の30ページになりますが、和東町税条例の一部を改正する条例 概要によりまして説明をさせていただきます。

まず、改正理由でございます。

先ほどの町長からの提案理由にもありましたが、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するという等の観点から、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び、同じく、地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ平成29年3月31日に公布、同4月1日に施行されたことに伴うものでございます。

改正の概要につきまして、大きなものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、町民税関係でございます。

平成31年度以降の各年度分の個人の市町村民税における配偶者控除及び配偶者特別控除につきまして、まず配偶者控除でございますが、控除対象配偶者または老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額は次のとおりということで、表をつけております。

所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合、控除対象配偶者の控除額は33万円、老人控除対象配偶者につきましては38万円、900万円超

950万円以下の場合、それぞれ22万円、26万円、950万円超1,000万円以下の場合、それぞれ11万円、13万円、前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととなっております。

次に、配偶者特別控除でございます。

配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を38万円超123万円以下（改正前38万円超76万円未満）とし、その控除額を次のとおりとするということで、まず、前年の合計所得金額が900万円以下の所得割の納税義務者につきまして、配偶者の前年の合計所得金額が38万円超90万円以下の場合、控除額は33万円、90万円超95万円以下は31万円、95万円超100万円以下は26万円、100万円超105万円以下は21万円、105万円超110万円以下は16万円、110万円超115万円以下は11万円、115万円超120万円以下が6万円、120万円超123万円以下が3万円、前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の所得割の納税義務者につきましては、めくっていただきまして31ページでございますが、39万円超90万円以下が22万円、90万円超95万円以下が21万円、95万円超100万円以下が18万円、100万円超105万円以下が14万円、105万円超110万円以下は11万円、110万円超115万円以下が8万円、115万円超120万円以下が4万円、120万円超123万円以下が2万円、前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者でございますが、配偶者の前年の合計所得金額が38万円超95万円以下の場合、11万円、95万円超100万円以下が9万円、100万円超105万円以下が7万円、105万円超110万円以下が6万円、110万円超115万円以下が4万円、115万円超120万円以下が2万円、120万円超123万円以下が1万円、前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、引き続き、配偶者特別控除の適用はできないこととされております。

次に、固定資産税関係でございますが、災害に関する税制上の措置の常設化ということで、被災代替・償却資産に係る課税標準の特例措置が創設されております。

次に、軽自動車税関係でございますが、軽自動車税におけるグリーン化特例、いわゆる経過の見直しということで、改正前、平成28年4月1日から29年3月31日取得分ということで、電気自動車が75%の軽減、2020年度燃費基準+20%達成が50%軽減、2020年度燃費基準達成が25%軽減でございましたが、改正後につきましては、29年4月1日から31年3月31日取得分ということで、電気自動車等につきましては、同じく、75%軽減、2020年度燃費基準+30%達成、これが50%軽減、2020年度燃費基準+10%達成、これが25%軽減となっております。

その他法律や政令・省令の改正に伴う条項のずれの調整や文言の修正等々でございます。

改正条例の施行日でございますが、29年4月1日施行ということになっております。

それ以外として、(1)、(2)、(3)で記載している条項につきましては、それぞれ平成31年1月1日、31年10月1日施行となっております。

また、(3)につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日ということで、ここは法律番号が抜けておりますが、これはまだ国会において審議中ということでございます。成立して施行日が決まれば、その日から施行するということになっております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

基本的に反対するものではないんですけども、幾つか確認だけさせていただきたいと思うんです。

今回の改正といいますのは、地方税法の改正に伴う特に配偶者控除等の見直しを中心にしておりますけども、先ほど説明の中でですね、今回の見直しの目的というのが、これは国が言ってることですけども、就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築するということが言われてますけども、具体的にどういうことなのかということを説明いただきたいのと、今回の見直しですね、先ほどいろいろ言われましたけども、なかなかわかりにくい部分があると思うんですね。その辺、住民の皆さんのいわゆる税にかかわることですので、もう少し具体的に、今でと何がどう変わるのかですね、その辺ちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

就業調整を意識しなくて済む仕組みということで、今まで配偶者の収入につきましては103万円という縛りがございまして、それに達しないようにということで、仕事のアルバイトであったりパートであったり、その時間を調整されておられて、いわゆる女性の社会進出が進まないということがありましたので、それを緩和するということとございます。

ということで、その具体的な内容といたしましては、控除対象配偶者の控除額の見直しということが内容となっております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

控除額の見直しというのが法律の趣旨であることはそのとおりなんですけども、や

はり実際のところね、そういう女性の方の社会進出とか働く環境をもう少し働けるようにしていきたいということが趣旨だというふうに思うんですけども、その辺が今までの制度と今回の見直しでどのように変わるのかということを知っているんですね。その辺がやっぱりちゃんと説明できないと、これからいろいろ問い合わせもあると思います、実際に。その辺、もう少しわかりやすく説明をいただきたいと思うんですが、もう一つ、今回の税制上の、これは適用が31年度ですから、だからもう少し後なんですけども、町としての、例えば住民税等にいろいろと影響が出てくると思うんですけども、その辺の今後の町の財政上の影響であるとか、そういったものはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

配偶者特別控除等につきまして、所得控除額33万円となる配偶者の合計所得金額の上限の引き上げということが内容となっております、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける内容となっております。

それから、今後の影響ということなんですが、ただいま税住民課のほうで29年度課税に向けて今、作業している段階でございます、28年中の収入所得につきまして、今、確定の作業を進めておるところでございますので、この改正によりましてどういう影響が出るかということまではまだ試算はしておらないんですけれども、減収が生じる可能性はあるんですけれども、それについては国費で一部賄われるということも聞いております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

最後に町長にお聞きしておきたいんですけども、先ほど言いましたような国のほうはですね、今回の見直しによって就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築するというふうに言ってますけども、これだけでは本来できないと思うんですよね。いわゆる所得税の関係の配偶者控除を見直しただけでは就業調整全て調整しなくて済むというふうにはならないというのは多分ご存じだと思うんです。いわゆる健康保険の関係ですね、扶養の所得制限もありますし、また民間の説明とかでは家族手当の支給、そういったものにもかかわってきますし、さまざま就業を調整するという要因というのはたくさんあるというふうに思うんです。ですから、今回の配偶者控除や特別控除の見直しだけでは、やはり就業調整、本当の意味で、もう少し働いていきたいという方にとってはまだまだ壁がいっぱいあるということが現状だと思いますので、今回の改正も含めてですね、今後さらに見直しをしていくということは国は言ってますけども、その辺については地方自治体としても税にかかわることでもありますので、適切な要望はしていただきたいと思うんですけども、その辺、町長のお考えだけお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまいただきました岡本議員からの質問でございますけども、私も、これだけで達成するとか、そういうものではない。やはり第一歩であるという認識はいたしております。

今も質問にありましたように、いろいろ関連する施策がそのような状態に今後は見直しもされてくるだろうと。国の今の考え、働き方がどう変わるのか、今まさに取り組まれている、その中での第一歩でありますので、そういう方向に向けてこれからも、今、言われましたように、国ですね、特にそういった点はまた機会あるごとに申し上

げてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第2号の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

さきの提案理由でも申し上げましたように、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、関連する和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、今回提案をさせていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、承認第2号の説明をさせていただきます。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年4月26日提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成29年3月31日

和東町長 堀 忠 雄

1. 専決事項 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
2. 専決理由 地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

議長のお許しをいただきましたので、1枚めくっていただきまして、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要によりまして説明をさせていただきます。

まず、改正理由でございます。

先ほどもありましたように、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3

月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日に施行されたことから、政令の改正に合わせて改正させていただいたものでございます。

改正の概要でございます。

条例第 23 条の国民健康保険税の減額の条文でございます。減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

5 割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額、改正前が 26 万 5,000 円でしたが、改正後 27 万円、2 割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額、改正前が 48 万円でしたが、改正後 49 万円という内容でございます。

改正条例の施行日は平成 29 年 4 月 1 日でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康

保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認されました。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩(午前10時20分～午前11時15分)

○議長(畑 武志君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩(午前11時15分～午後1時00分)

○副議長(竹内きみ代君)

休憩前に引き続き会議を続けます。

東本農村振興課長から、出張のため欠席の連絡がありました。

議長、畑 武志議員から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、畑 武志議員の退場を求めます。

(畑 武志議員退場)

○副議長(竹内きみ代君)

局長補佐に辞職願を朗読させます。

○事務局長補佐(北 淳司君)

平成29年4月26日、和束町議会副議長 竹内きみ代様。

和束町議会議長 畑 武志。

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（竹内きみ代君）

お諮りします。

畑 武志議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、畑 武志議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

（畑 武志議員入場）

○副議長（竹内きみ代君）

畑 武志議員の議長辞職を許可することに決定しましたので、畑 武志議員にこの旨、告知いたします。

議長辞職につき、挨拶がありましたら許可します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長 (竹内きみ代君)

ただいまの出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人3番、村山一彦議員、4番、吉田哲也議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

(投票用紙配付)

○副議長 (竹内きみ代君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長 (竹内きみ代君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長補佐が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長補佐 (北 淳司君)

それでは、読み上げます。

議席番号1番、竹内きみ代議員、議席番号2番、藤井清隆議員、3番、村山一彦議員、4番、吉田哲也議員、5番、井上武津男議員、6番、岡田泰正議員、7番、岡本正意議員、8番、小西 啓議員、9番、岡田 勇議員、10番、畑 武志議員。

○副議長 (竹内きみ代君)

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、村山一彦議員、4番、吉田哲也議員、立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長（竹内きみ代君）

選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち岡田 勇議員7票、畑 武志議員2票、岡本正意議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、岡田 勇議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（竹内きみ代君）

ただいま議長に当選された岡田 勇議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

岡田 勇議員、議長就任のご挨拶をお願いします。

○議長（岡田 勇君）

ただいま大変温かいご支援をいただきました岡田でございます。

当初よりは全く予期せんことが起こって、私も困惑をいたしているところではありますが、しかしながら、皆さんにご支援いただいた以上は全力を尽くしてやっていきたいと思っております。

朝から堀町長が和東町の課題、問題点は山積しているということをおっしゃってお

りました。まさにそのとおりであります。したがって、私たちは住民の本位のために堀町長をチェックしながら、そしてともに住民のために頑張っ て邁進していきたいと思っておりますので、皆さん方のさらなるご支援のほどをよろしくお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○副議長（竹内きみ代君）

議長と交代します。

○議長（岡田 勇君）

ただいまから暫時休憩します。

休憩（午後 1 時 1 9 分～午後 1 時 3 0 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

副議長、竹内きみ代議員から副議長の辞職願が提出をされています。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し追加日程第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思ひます。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、竹内きみ代議員の退場を求めます。

（竹内きみ代議員退場）

○議長（岡田 勇君）

職員に辞職願を朗読させます。

○事務局長補佐（北 淳司君）

失礼します。

平成29年4月26日、和束町議会議長 岡田 勇様。

和束町議会副議長 竹内きみ代。

辞職願

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

お諮りします。

竹内きみ代議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、竹内きみ代議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

（竹内きみ代議員入場）

○議長（岡田 勇君）

竹内きみ代議員の副議長辞職を許可することに決定しましたので、竹内きみ代議員にこの旨、告知いたします。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(岡田 勇君)

ただいまの出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、村山一彦議員、4番、吉田哲也議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

(投票用紙配付)

○議長(岡田 勇君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(岡田 勇君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長補佐が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長補佐(北 淳司君)

それでは、お名前を呼び上げます。

議席番号1番、竹内きみ代議員、2番、藤井清隆議員、3番、村山一彦議員、4番、吉田哲也議員、5番、井上武津男議員、6番、岡田泰正議員、7番、岡本正意議員、

8 番小西 啓議員、9 番、岡田 勇議員、10 番、畑 武志議員。

○議長（岡田 勇君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3 番、村山一彦議員、4 番、吉田哲也議員、立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（岡田 勇君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち岡田泰正議員 6 票、竹内きみ代議員 2 票、井上武津男議員 1 票、岡本正意議員 1 票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、岡田泰正議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（岡田 勇君）

ただいま副議長に当選されました岡田泰正議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

岡田泰正議員、副議長就任の挨拶をお願いします。

○副議長（岡田泰正君）

それでは、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ただいまは皆様方の温かいご推挙をいただきまして、副議長の重責をお預かりすることになりました岡田泰正でございます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ただただ驚いておるところでございますけれども、皆様ご承知のとおり、私は浅学非才の者でございます。何とぞ皆様方のなお一層のご指示とご鞭撻をよろしく願いを申し上げたいと思っております。

今、地方自治は大変厳しい時代を迎えておるわけでございます。きょうよりあす、あすよりあさってと一日一日を大切に、そして一日一日前進できるような和東町のあり方をこれから模索していきたいなど、このように考えております。それには皆様方の一致団結したお気持ちで議長を支えていっていただきたい。私も粉骨砕身、その気持ちでもって頑張っていきたいと、このように思っておりますので、何とぞ任されました任期間の間、サポートいただきますようによろしく願いを申し上げたいと思えます。

そしてまた、理事者の皆様方におかれましても、議長を先頭にサポートいただきますようにくれぐれも願いを申し上げまして、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

暫時休憩をいたします。

休憩（午後 1 時 4 5 分～午後 1 時 5 5 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました日程第 1 号の 1 を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、日程第 1 号の 1 を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 5、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

お諮りいたします。

変更した議席はお手元に配付しました議席表のとおりです。

その議席番号及び氏名を局長補佐に朗読させます。

○事務局長補佐（北 淳司君）

それでは、議席番号を朗読させていただきます。

議席番号1、岡田泰正議員、議席番号2、藤井清隆議員、議席番号3、村山一彦議員、議席番号4、吉田哲也議員、議席番号5、井上武津男議員、議席番号6、岡本正意議員、議席番号7、畑 武志議員、議席番号8、竹内きみ代議員、議席番号9、小西 啓議員、議席番号10、岡田 勇議員、以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

なお、氏名柱の議席番号については、次期定例会までに記入させていただきますので、ご了承願います。

ただいまから暫時休憩をいたします。

なお、議員各位には、休憩中に議席表のとおり議席の交代をお願いします。

また、議員全員協議会を開きますので、委員会室にご参集願います。

休憩（午後1時58分～午後2時25分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

追加日程第6 常任委員の所属変更の件を議題といたします。

総務厚生常任委員の井上武津男君、畑 武志君から産業常任委員に、産業常任委員の岡田 勇君、村山一彦君から総務厚生常任委員にそれぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申し出がありました。

お諮りします。

井上武津男君、畑 武志君、岡田 勇君、村山一彦君からの申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

ただいま常任委員の所属変更が終わりました。

これより本会議を休憩し、その間、各常任委員会の初会議を開き、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

総務厚生常任委員会は議員控室で、産業常任委員会は委員会室で初会合をお願いいたします。

なお、委員長が選任されますまでは年長の委員が臨時委員長として職務を行うよう、また、委員会ごと2名の議会運営委員の選出もあわせてご配慮いただきますようお願いいたします。

広報編集委員の選出もよろしくお願いいたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後2時28分～午後2時38分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

各常任委員会より、委員長・副委員長の互選が行われ、総務厚生常任委員会委員長に竹内きみ代議員、副委員長に村山一彦議員、産業常任委員会委員長に吉田哲也議員、副委員長に小西 啓議員が以上のとおり就任されましたので、報告します。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後2時39分～午後2時47分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

追加日程第7、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

局長補佐から報告させます。

○事務局長補佐（北 淳司君）

議会運営委員を報告させていただきます。

吉田哲也委員、竹内きみ代委員、小西 啓委員、村山一彦委員、岡田泰正委員です。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

ただいまの報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより本会議を休憩し、その間、初委員会を開き、議会運営委員会の委員長・副委員長の選任をお願いいたします。

場所は議長室で行います。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後2時49分～午後2時57分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

議会運営委員会の委員長・副委員長の互選が行われ、委員長に小西 啓議員、副委員長に村山一彦議員が就任されましたので、報告します。

ただいまより3時15分まで休憩をいたします。

休憩（午後2時58分～午後3時15分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

追加日程第8、議会広報編集委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報編集委員会の委員については、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いをします。

局長補佐から報告させます。

○事務局長補佐（北 淳司君）

報告いたします。

議会広報編集委員、村山一彦議員、竹内きみ代議員、小西 啓議員、吉田哲也議員、井上武津男議員です。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

井上議員。

○5番（井上武津男君）

私、前回広報委員会をやっておりまして、申し合わせでは交代という形になってましたんですけれども。

○議長（岡田 勇君）

畑議員。

○7番（畑 武志議員）

先ほどの話ではね、委員長をってる者は総務と産業委員会の委員長の者は入ると。あとは原則的には2年交代ということをいうてると思います。

○議長（岡田 勇君）

皆さん、それでよろしいですか。

そしたら交代をいたします。

広報編集委員の井上武津男君を削除し、藤井君を後任にお願いしたいと思いをします。

よろしいですね。

異議なしと認めます。

○事務局長補佐（北 淳司君）

それでは、再度、広報委員の報告をさせていただきます。

村山一彦議員、竹内きみ代議員、小西 啓議員、吉田哲也議員、藤井清隆議員です。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

それでは、異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより本会議を休憩し、その間、初委員会を開き、議会広報編集委員会の委員長・副委員長の選任をお願いいたします。

場所は、議長室で行います。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後 3 時 1 7 分～午後 3 時 3 6 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

議会広報編集委員会の委員長・副委員長の互選が行われ、委員長に竹内きみ代議員、副委員長に吉田哲也議員が就任されましたので、報告します。

追加日程第 9、一部事務組合議会議員の選挙を行います。

本町の議会議員が一部事務組合議会の構成員となるものに相楽郡広域事務組合、相楽中部消防組合、国民健康保険山城病院組合、以上の一部事務組合があります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相楽郡広域事務組合議会議員には、私、岡田 勇と小西 啓議員、相楽中部消防組合議会議員に私、岡田 勇と井上武津男議員、国民健康保険山城病院組合議会議員に畑 武志議員、村山一彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました各議員が一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました各議員が、一部事務組合議員に当選されました。

したがって、各一部事務組合議員は、選挙の結果、相楽郡広域事務組合議会議員には私、岡田 勇と小西 啓議員、相楽中部消防組合議会議員に私、岡田 勇と井上武津男議員、国民健康保険山城病院組合議会議員に畑 武志議員、村山一彦議員、以上の各議員がそれぞれ当選されましたので、この旨、告知いたします。

追加日程第10、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いをます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員には私岡田 勇を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました岡田 勇議員を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岡田 勇議員が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されましたので、この旨、告知いたします。

追加日程第11、京都地方税機構広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いをます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いをます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

京都地方税機構広域連合議会議員には竹内きみ代議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました竹内きみ代議員を京都地方税機構広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹内きみ代議員が京都地方税機構広域連合議会議員に当選されましたので、この旨、告知いたします。

追加日程第12、相楽東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相楽東部広域連合議会議員には、私岡田 勇と岡田泰正議員、藤井清隆議員、畑武志議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました私岡田 勇と岡田泰正議員、藤井清隆議員、畑武志議員を相楽東部広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私岡田 勇と岡田泰正議員、藤井清隆議員、畑武志議員が相楽東部広域連合議会議員に当選されましたので、その旨、告知いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 3 時 4 4 分～午後 3 時 5 7 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました日程第 1 号の 2 を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、日程第 1 号の 2 を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 3、同意第 1 号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、畑 武志議員の退場を求めます。

（畑 武志議員退場）

○議長（岡田 勇君）

提案理由及び議案の説明を求めます。

○町長（堀 忠雄君）

同意第 1 号の提案理由を申し上げます。

和束町監査委員に畑 武志氏を選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を賜りたく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、同意第1号のご説明を申し上げます。

なお、敬称は略させていただきます。

同意第1号

監査委員の選任について

下記の者を和東町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 京都府相楽郡和東町大字釜塚小字南部9番地1

氏 名 畑 武志

生年月日 平成24年9月30日

平成29年4月26日提出

和東町長 堀 忠 雄

以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

お諮りいたします。

本案については人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第1号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第1号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(畑 武志議員入場)

○議長（岡田 勇君）

ただいまの監査委員の選任につき同意を求めることについては、これを同意いたしましたので、畑 武志議員にこの旨、告知いたします。

長の機関等の委員につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

追加日程第14、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

臨時会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

第1回和東町議会臨時議会を閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

本議会に予定をさせていただきました案件につきましては、全てご承認、またご同意を賜りましてありがとうございます。

今回は特に議会の構成も新たになりました。岡田新議長のもと、新しい体制でこれから和東町の行政をいろいろとご指導、ご協力いただくわけなんです。今後とも引き続き、皆様方のご支援、ご協力を賜りますことを切にお願いを申し上げ、甚だ簡単でございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は本当にどうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

これもちまして、平成29年和東町議会第1回臨時会を閉会いたします。

本日は、ご苦労さまでした。

午後4時05分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 29 年 6 月 30 日

和東町議会議長 岡 田 勇

和東町議会臨時議長 竹 内 きみ代

署名者

和東町議会議員 吉 田 哲 也

〃

和東町議会議員 井 上 武津男